

意 見	理 由
<p>(1) について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体における規制を把握するに当たっては、具体的な支障事例に限定した調査とするなど、各地方公共団体の負担を招かないよう留意願いたい。</li> </ul> <p>(2) について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体における規制の検証に当たっては、地方公共団体の意見を聴取し、尊重することとしていただきたい。</li> <li>・①を削除されたい。</li> </ul> <p>(3) について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の法令で具体的な規制内容を定めるべきかどうかは、地方公共団体と協議し、慎重に検討すべきである。</li> </ul> <p>(4) について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的な取組等の事例集の作成や技術的助言の発出には拘束力はなく、規制内容については地方公共団体の自主的な判断が尊重されるものであるため、それらについては地方公共団体と十分に協議されたい。</li> </ul>	<p>地方公共団体の事務負担の軽減を図るため。</p> <p>規制を受ける側のみならず、規制を行っている側の意見も十分に踏まえる必要があるため。</p> <p>国の法令によって画一的に規制内容を定める（＝地方公共団体による差異を認めない）ことに合理性がないという判断により、各地域の実情に応じて条例等で定めることとされているものであり、①について改めて一律に検証することは適当でないため。</p> <p>これまで地方公共団体の条例等に基づく規制が行われていた事務は、規制内容の決定のみならず、財源、人員配置や組織体制等も含めて、全て地方公共団体の責任で行われていたものであり、それらの事務について国が規制内容を定めることとするのであれば、国においてその必要性を明確にするべき。</p> <p>現行と差異がないことを確認するため。</p>